

受付番号：

伊達市「来て だて」住宅取得支援事業 事前相談票

年 月 日

この相談票は、福島県外から伊達市内に移住し定住する方を対象とした、住宅取得費用（土地取得費、外構工事等に要する経費、併用住宅における住宅部分以外に係る経費は除く。）の補助申請に係る**事前確認**のため提出いただくものです。

対象者に関する要件及び住宅に関する要件が多数ありますので、補助要件に該当しない場合があります。要件に該当しているか確認するために、この事前相談票の内容をよく読み、**申請者本人が☑及び記入**をしてください。

また、福島県及び伊達市の予算の範囲内で補助金を交付するため、予算枠を超えた事前相談票の提出があった場合は、補助申請を受け付けることができません。

1 相談者（住宅取得者又は請負契約者）

住所	〒
氏名及び 連絡先	携 帯 番 号： メールアドレス：
確認事項 (該当項目に☑及び記入してください。)	☐ 福島県外の市区町村から伊達市に直接転入し住民登録した、又は転入し住民登録する予定である。 ※県外から福島県内市町村に住民票を異動し、その後伊達市に転入した場合は対象外です。 ☐ 伊達市転入前の福島県外市区町村には、1年以上住民登録をしていた。 (県外在住時に住宅購入又は請負契約をした場合は、住宅購入又は請負契約日から起算する。) ➤ 前住所地市区町村名： (年 月住民登録) ➤ 伊達市転入(予定)日： 年 月 日 ☐ 新築住宅工事の契約締結日又は住宅購入の契約締結日(以降「契約日」という。)は、以下いずれかに該当する。 ☐ 契約日時点は、福島県外に住民登録があった。 ☐ 契約日前に移住準備等のため市内に定住した場合は、伊達市転入の届出日から契約日までの期間が1年未満である。 ☐ 契約者及び住宅の所有権登記は、以下いずれかに該当する。 ☐ 自己名義である。 ☐ 2人以上の所有であるが、自己の共有持分が2分の1以上である。 ※自己持分は、 / である。 ☐ 当該年度内に契約者、同一世帯の者全員及び同居する他の世帯員全員が定住し、対象住宅に4年間以上居住する意思がある。 (転入後の住民票謄本等の提出が当該年度内に可能である。) ☐ 契約者、同一世帯の者全員及び同居する他の世帯員の全員に市税等(転入前市区町村も含む)滞納者がいない。 ☐ 所有する住宅が公共事業のために収用され、当該収用に伴い対象住宅を取得する場合に該当しない。

	☐ 「福島県多世代同居・近居推進事業に基づく補助金」を交付申請しない又は交付されたことがない。 ☐ 住宅取得に対する同一目的の補助金等を国、県又は市町村から交付されたことがない。 ☐ 契約者、同一世帯の者全員及び同居する他の世帯員の全員が、伊達市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない。
--	---

2 取得する住宅の現状等

所 在 地	伊達市
確認事項 （該当項目に☑及び記入してください。）	☐ 新築住宅工事の契約締結日又は住宅購入の契約締結日（以降「契約日」という。）から1年以内の提出である。 ➤ ☐ 新築住宅の取得 ☐ 中古住宅の取得 ➤ 住宅契約締結日：.....年.....月.....日..... ※契約締結日からすでに1年を超過している場合は申請が出来ません。 ☐ 建築基準法等の関係法令に適合しており、建築基準法等の規定により交付を受けた証明書（新築で取得の場合は検査済証写し、それ以外は確認済証写し等の書類）提出が当該年度内に可能である。 ※敷地内にその他違法建築物がないことや、がけ上またはがけ下の土地に建設されていない等、対象の建物を含め敷地全体で関係法令に適合していることが必要です。 ☐ 耐震基準について以下いずれかに該当する。 [☐ 昭和56年5月31日以前（旧耐震基準時）に建築された住宅だが、耐震診断を事業完了日までに実施し、耐震診断を受けたことが確認できる書類を年度内に提出することが可能である。 ☐ 昭和56年6月以降（新耐震基準時）に建築された住宅である。] ☐ 建物は、専用住宅である。又は併用住宅であるが、住宅の用途に供する部分の床面積が建築物全体の延べ面積の1／2以上を占める。 ☐ 建物の登記事項証明書での所有権登記は、以下いずれかであり、住宅の登記事項証明書を申請する当該年度内に提出可能である。 ➤ 所有権登記（予定）時期：.....年.....月.....日..... ○住生活基本計画（全国計画）において定める「一般型誘導居住面積水準」を算出し記入のうえ、延床面積を契約書から転記ください。 ⇒「一般型誘導居住面積水準」は、HPの居住面積基準確認シート[Excel ファイル]に ☐ 入力の上算定してください。 ➤ 取得する住宅の延床面積：.....㎡ ➤ 一般型誘導居住面積水準：.....㎡ ☐ 延床面積は「一般型誘導居住面積水準」について以下いずれかに該当する。 [☐ 延床面積は「一般型誘導居住面積水準」を満たす。 ☐ 延床面積は「一般型誘導居住面積水準」を満たさない。 ※県予算の範囲内で交付される県上乗せ加算を申請する場合は、一般型誘導居住面積水準以上の延床面積である必要があります。] ☐ 集合住宅の場合は、延床面積が住生活基本計画（全国計画）において定める「都市居住型誘導居住面積水準」以上である。※集合住宅の場合は別基準。

3 その他確認事項

確認事項 (該当項目 に☑及び記 入してくだ さい。)	☐ 住宅契約締結日時点の世帯構成等は、下記要件いずれかに該当する。 ☐ 年齢が 40 歳未満である。☐ 18 歳未満の子と同居しており、交付申請時及び実績報告時も同居する。☐ 婚姻の届出又は伊達市パートナーシップ・ファミリーシップ要綱に基づく宣誓書の提出をした日から 3 年未満である。 ☐ 新築住宅であり、住宅の建築又は設計を市内の事業者が請け負う。
---	---

4 添付資料について（下記書類を添えて提出ください。）

☐ 居住部分の床面積が確認できる図面（平面図等）☐ 売買契約書又は工事請負契約書の写し及び重要事項説明書 ※契約書やその他売買契約にかかる書類に、住宅取得にかかる費用がわかる記載がない場合は、当該年度分の固定資産税納税通知書や名寄せ帳等の土地及び建物の固定資産評価額がわかる書類を追加提出ください。

●参考：戸建住宅の「一般型誘導居住面積水準」の算出方法

・ 単身者の場合 55 m²以上 ・ 2 人以上居住の場合$25 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} \{A + (B \times 0.75) + (C \times 0.5) + (D \times 0.25)\} + 25 \text{ m}^2$の式に、申請する年度末の到達年齢で同居する世帯人数を入れ算出する。 (A：10 歳以上の人数、B：6 歳以上 10 歳未満の人数、C：3 歳以上 6 歳未満の人数、D：3 歳未満の人数) ※ 6 歳以上 10 歳未満の者は 0.75 人、3 歳以上 6 歳未満の者は 0.5 人、3 歳未満の者は 0.25 人として算出。 ただし、これにより算出された世帯人数が 2 人に満たない場合は 2 人とする。 ※ 世帯人数が 4 人を超える場合は、算出した面積から 5 % を控除する。
